

第2回東京都社会福祉審議会検討分科会会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和4年7月5日（火）午後1時30分から

2 開催場所 オンライン開催

3 出席者 【委員】

山田分科会長、駒村副分科会長、秋山委員、井上委員、奥田委員、白波瀬委員、杉山委員、筒井委員、吉野委員、和気委員、岡部臨時委員、小澤臨時委員、小林臨時委員、高橋臨時委員、田中臨時委員、森川臨時委員、山本臨時委員

【オブザーバー】

平岡委員長

（以上18名）

【都側出席者】

福祉保健局幹事・書記

4 会議次第

1 開会

2 発表

2040年代を展望した今後の福祉施策の展開について

（委員）

（1）岡部卓臨時委員「生活困窮者支援—これからの貧困・低所得者対策—」

（2）森川美絵臨時委員「2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策の在り方」

（3）山本真実臨時委員「2040年代の展望をした今後の福祉施策の展開」

3 起草委員会について

4 閉会

○中村福祉政策推進担当課長 それでは、皆さんお待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから東京都社会審議会第2回検討分科会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、また昨日に引き続きまして、ご出席いただき、ありがとうございます。本審議会事務局の福祉保健局企画部福祉政策推進担当課長の中村と申します。

議事に入ります前に、何点かご連絡させていただきます。

まず、委員の皆様の出席につきましてご報告いたします。本日、ご欠席のご連絡をいただいております委員の方々は、室田委員から欠席のご連絡をいただいております。また、オブザーバーとして参加いただいております審議会副委員長の栃本副委員長のほうも欠席のご連絡をいただいております。なお、まだ筒井委員のほうがお見えになっていないようなんですけれども、出席していただけるということでお聞きしておりますので、後ほどご参加いただけるというふうに思っております。なお、駒村副分科会長と秋山委員につきましては、15時頃の退出というふうにお伺いしております。本日もご出席の委員は、現時点で16名でございます。今回の委員総数は18名ですので、委員総数の半数以上という定足数に達していることをご報告いたします。

次に、委員の紹介について、昨日ご欠席の委員の皆様を、改めてご紹介させていただきます。

井上由起子委員でございます。

続きまして、白波瀬佐和子委員でございます。

続きまして、臨時委員の皆様をご紹介します。

岡部卓委員でございます。

森川美絵委員でございます。

山本真実委員でございます。

続きまして、会議資料の確認になります。

会議資料及び参考資料は、メールでご案内しましたとおり、東京都福祉保健局ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

資料1の検討分科会委員名簿と検討分科会幹事・書記名簿、資料2としまして、会議の公開の基準について、資料3、意見具申までのスケジュール案でございます。

また、本日もご発表いただきます委員の資料は、資料4が岡部卓委員、資料5が森川美絵委員、資料6が山本真実委員のそれぞれ発表資料となっております。

また、資料7としまして、起草委員会委員名簿・幹事名簿・書記名簿をつけてございます。

さらに、参考資料としまして、第22期東京都社会福祉審議会審議提案テーマメモ、参考資料2としまして、栃本副委員長ご提供資料、こちらはまだホームページに載っておりませんが、後日資料公開させていただきます。続きまして、参考資料3としまして、山田分科会長ご提供資料、2040年代を展望した今後の福祉施策に関するメモー家族社会学の観点からー、参考資料4としまして、前期の意見具申になります「2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方」、参考資料5としまして、2022東京の福祉保健、参考資料6としまして、東京の福祉保健2021分野別取組と、事前に委員の皆さんに郵送で送付しております参考資料7として基礎資料集となります。

資料の確認は、以上になります。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

当分科会は審議会に準じて公開となっております。

本日は、事前にご連絡をいただいた傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

また、当分科会の議事録は、後日、都福祉保健局のホームページで公開させていただきます。

なお、当分科会は事務局の記録作業等のため録画させていただいておりますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。録画映像の公開はいたしません。

次に、オンライン会議システムについてご説明いたします。

本日の会議は、**Microsoft Teams**を利用したオンライン形式で開催しております。

委員の皆様におかれましては、カメラは基本的にオンにいただき、お顔が表示される状態としていただきたいと思います。また、ご発言の際は、マイクもオンとしていただくようお願いいたします。

傍聴の皆様及び都職員は、カメラ、マイクともオフとしていただくよう、お願いいたします。

事務局からの連絡は、以上となります。

これから先の議事進行につきましては、山田分科会長にお願いしたいと思います。

山田分科会長、よろしくお願いいたします。

○山田分科会長 よろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。今日からご出席の委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

本日は、審議テーマに関連いたしまして、岡部委員、森川委員、山本委員の3名の方からご発表をいただきます。

進め方でございますが、お一人につき20分以内でご発表をいただきまして、その都度、各質疑、意見交換の時間を、15分程度設けさせていただきます。

その後、時間が余りましたら、改めて全体の意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、早速、委員の皆様方の発表に移りたいと思います。岡部委員からご発表をお願いします。資料等共有がありましたら、よろしくお願いします。

○岡部臨時委員 人々が生活上のリスク、すなわち生活上の困難に遭遇したとき、まず初めに自己の資産等を通して、個人がその対応をいたします。

次いで、家族・親族の家族コミュニティ、近隣等の地域コミュニティ、職場等のコミュニティを通してその対応をいたします。そして、これら個人、コミュニティの対応が難しい場合、自治体、国による公的支援となります。この自治体、国による生活上の困難に対応する公的支援を社会保障と規定することができます。社会保障は、貧困を起点として国民・住民が生活上の困難を予防する、または困難となったときにそれに対応する制度、すなわち生活保護制度に代表される救貧制度と社会保険に代表される防貧制度を中心として成立・発展してきました。すなわち、我が国における社会保障制度は、制度当初に言われた貧困からの解放から今日では健やかで安心できる生活を保障する制度へと発展してきています。

ここで、日本の社会保障制度の特質を簡単に述べますと、個人、コミュニティを前提に社会保障制度が制度設計されていることです。このことを、所得階層と社会保障の関係で述べますと、社会保障の前提としての雇用対策・住宅対策があります。その上で全ての国民・住民を対象として社会福祉、公衆衛生及び医療が給付・サービスが提供されます。一般階層においては社会保険制度、それは被用者の方が加入する保険と自営等の方が加入される保険に分かれます。次いで、低所得者を対象とする制度として、社会手当、生活困窮者自立支援、生活福祉資金貸付等の各制度があります。そ

して、貧困層を対象とする生活保護制度があります。

パワポの5ページです。そこで、これら日本の社会保障各制度が国民・住民の生活保障として機能しているかということになります。

この点、一つには、家族・地域・職場のコミュニティを前提としてきたため、コミュニティが機能しない場合、生活保障が不十分となります。すなわち家族・地域コミュニティの福祉的機能の低下により対人サービスの必要性・利用度が高まります。

雇用に関わる点については、日本型雇用と言われている正規雇用、年功序列、企業別組合から外れた場合、生活保障が不十分となります。また、我が国の社会保障制度は一般所得階層と貧困層を対象とする制度はある程度整備されてきましたが、低所得者を対象とする制度はあまり整備されていません。そのため、経済停滞・雇用悪化等の事態となった場合、防貧制度が十分機能せず、救貧制度の必要性・利用度が高まります。

そこで、これらのことを考えるならば、2040年を目途に社会の諸変化を射程に入れた新たな社会保障の構築が必要となります。

パワポの7ページです。社会保障の諸変化には、次のことが考えられます。

一つには、人口の変化。これは少子化、高齢化の進展があります。2004年から2005年には人口減少の局面に入っています。これは人口減少社会とも言われ、人口減少社会の中で社会保障をはじめ、公共政策を考える必要があります。

次いで、家族の変化。これは、小家族化、単身者化が挙げられます。家族ケアから社会的ケアへの方向で考える必要があります。

三つには、地域の変化。地域社会への帰属意識の低下、地域の集団性・共同性・関係性の希薄化が挙げられます。これは、地域の公共性を、今後どのようにつくっていけばよいかを考える必要があります。

四つには、雇用の変化。労働市場の規制緩和が進み、非正規労働者の増加、女性の就業者の増加などが挙げられます。これは、個人で行うリスク対応、社会保険、子育て世代の支援、高齢者の医療・介護などの対応を考える必要があります。

五つには、経済の変化。生産年齢人口の減少に伴い、経済が縮み低成長、そして国際化の中で経済を考えなければいけません。そのほか、IT化、デジタル化等の情報化の進展、そして自然環境・都市環境との調和などが挙げられます。

パワポの8です。これら諸変化の中で社会保障制度を、今後どのように考えたらよ

いのでしょうか。これは、山田先生の報告でも取り挙げられていますエスピン・アンデルセンの「福祉レジューム」を例にとると、一つには市場重視の自由主義型があります。これは自助型と言えます。

二つには、社会保険重視の保守主義型。これは、共助型と言えます。

三つには、福祉サービスを重視する社会民主主義型があります。これは、公助型と言えます。

この福祉レジュームは、あくまでも欧米の例ですが、識者によると、日本は自由主義型と保守主義型の間にあり、家族主義があると言われています。今後日本の社会保障はどこに向かうのでしょうか。

パワポの9です。日本の社会保障制度について、政府は、次のことを述べています。

一つは、持続可能な社会保障。これを実現するため、給付の範囲・水準、そして負担、すなわち財源調達をどう図るかを考える必要があります。

二つには、全世代型社会保障。これは子供世代、子育て・若者世代、勤労者世代、高齢者世代をカバーする社会保障です。現在は高齢期の年金、医療、介護に重点的に給付・サービスが提供されていますので、それを全世代に広げるにはどうしたらよいかを考える必要があります。

三つには、地域共生社会。地域の共生社会を創出することで地域の互助機能の強化を目指しています。互助の強化はよいことですが、それはトレードオフの関係にあるのではなく共助、公助のそれぞれを強化する必要があります。

次に、10ページの貧困・低所得者対策の課題について述べていきます。

新型コロナウイルス感染症は社会の中で潜在化していた問題・課題や制度・政策の不備・不在が顕在化されました。とりわけ新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経済停滞と雇用悪化は、社会的に弱い立場にある非正規労働者や零細企業経営者などに大きな打撃を与え、生活困窮が広がりました。平成から続く格差・不平等、貧困や社会的排除が新型コロナウイルスによって拡大・進行・加速化したと言えます。この間、一般対策から貧困対策までそれぞれの制度が機能し、またそれを補完・補充・代替する対策として臨時的・応急的な新型コロナ対策が実施されています。

そこで、具体的に、次のようなことが起きていたのではないのでしょうか。

低所得者対策の生活困窮者自立支援制度の中で、自立相談支援機関における相談支援件数が増加したこと、住居確保給付金の相談・支給が増加したこと、また、生活福

祉資金、緊急小口の貸付が増加したこと等が挙げられます。

ここで、低所得者対策の課題を述べます。

一つは、生活困窮者自立支援制度で規定する自立相談支援機関は対人サービス機関として位置づけられています。対人サービス（個別支援と地域支援）を行います、住居確保給付金以外には制度資源を有していません。そのため、公私の社会資源、すなわち制度・サービスの民間の社会資源の活用を行うため、他機関・他団体等の連携・協働が必須となります。

もう一つは、生活福祉資金貸付制度は貸付を通して生活再建を行う制度の仕組みです。それには、貸付であることから債権回収が必須となります。

パワポの 12 にいきます。

次に、貧困対策として位置づけられている生活保護制度の課題について述べます。

生活保護受給者の状況は、平成 27 年 3 月の約 88 万人から上昇の一途をたどり、現在高どまりの状況です。直近の令和 3 年 3 月で 203 万 6,000 人となっています。

これは、後でパワポの 23 ページを見ていただければと思います。その内訳を見ますと、傷病・障害者世帯が一定数を占めている。これは医療扶助の占める割合が高いということです。ちなみに医療扶助費は生活保護費の半分を占めています。これは医療保険の代替、補足として機能を果たしているということでもあります。また受給者のうち高齢者は今年の 3 月で 55%を占めています。低年金、無年金高齢者の占める割合が高くなっていることを示しています。これは年金の代替・補足としての役割を果たしています。今後、高齢者の貧困に対して生活保護受給世帯に占める割合がますます高まっていくことが予測されます。そして、ひとり親世帯、無業、低収入の方です。それと、児童扶養手当の給付水準の低位性が挙げられます。ひとり親世帯は、手当の補足としての位置づけとして役割を果たしていると言えます。その他世帯は、無業、低収入世帯です。これは雇用保険の代替・補足としての役割を果たしています。

このコロナ禍でも生活保護申請・受給者が伸びていないことは、コロナ特例の給付・貸付によることも大きいのですが、それ以外にも次の影響があります。

一つは、スティグマ。生活保護を利用するということは恥であるという意識が強いからです。

二つには、広報・情報提供上の課題。困窮者に情報が届いているかということです。

三つ目には、制度上の課題。これは、入りやすく、出やすい制度となっているかど

うかということです。これは、資力調査によるところが大きいといえます。この中で、とりわけ資産、扶養については、よく問題・課題にされることがあります。また、受給された場合の就労のインセンティブの働く仕組みになっているか等も考える必要があります。

四つには、制度運用と体制上の課題。相談申請の抑制を行っていないか。または、生活再建に向けた取組を行っているか。さらには、専門的な援助を行える人的・組織・業務体制になっているかが課題として挙げられます。

パワポの 14 です。ホームレス対策について、コロナ禍においてもホームレス数は減少しています。屋根なしの路上生活は減っていますが、広義のホームレス、居住不安定層の方々を路上生活にさせない取組が必要です。また、路上生活者は長期化・高齢化が顕著です。これは、10 年以上、20 年以上の方が高い割合を占めています。平均年齢 65 歳を超えました。また、社会とのつながりが非常に希薄・喪失化しているため、そのことも含めて支援の必要があるかと思えます。

続いて、生活困窮者支援の必要性とかかわりについて述べます。

これは、コミュニティ機能の低下によるところが大きいと考えます。家族・地域・職域からの排除・周縁化された課題が出現しています。社会的孤立、制度のはざま、経済的困窮等にある人たちです。その支援には、三つの観点から支援を行う必要があります。

一つは、問題・ニーズの観点からの要請。生活課題の多様性・複合性・重層性に着目し、地域の問題・ニーズを発見し、相談機関につなげる課題解決を行う必要があります。

二つには、制度の観点からの要請。問題・ニーズ別に、制度別・分野別に制度設計がされていますので、それぞれ問題を受けとめ、総合的に判断して制度資源、民間資源を紹介し届ける必要があります。

パワポの 16 です。三つには、支援の観点からの要請。相談者・利用者の問題・ニーズに対して、それを受けとめ、活用し課題解決を図る必要があります。これは、総合相談と振分け的な機能が必要であるということと、支援プロセスにおいては一つの相談機関、団体で課題解決は図れないということです。また、それぞれの機関・団体等と連携・協働、横断的・総合的・重層的な取組が必要となります。

今後の展望として、地域の中でネットワークを持たない人たちは、対人サービスか

ら取り残されるおそれがあります。その人たちの問題・ニーズを抱えた人たちを発見し、相談につなげ、生活再建する仕組みが必要です。個別支援、参加支援、地域支援を行なっていく必要があります。発見、相談、生活資源、民間資源の社会資源の活用と連携・協働、それから社会資源を創り出すかわりです。ニーズと社会資源の検討を図る。これは、計画にもつながってくることです。また上記を実現していくには、それを行う体制整備が不可欠であると考えます。

最後に、パワポの 18 になります。

今後に向けてということで、今後の諸変化を射程に入れた社会保障制度にしていく必要があります。とりわけ人口減少社会における諸課題に対応する方策を考えていく必要があります。行政が担う公共から民と行政による新しい公共への考え方・仕組み・体制・方法へシフトしていく必要があります。すなわち、市民・営利・非営利・行政の連携・協働による生活課題の緩和・解決を図るということです。それと併せて、給付と負担の見直しです。給付の話はよく出されますが、財源調達はどうするかを検討をしていくことが社会保障、社会福祉を考える上では大事です。社会保障改革と今回のテーマの生活困窮は低所得者制度、生活保護制度改革につながるかと思いますが、格差、不平等、貧困と社会的排除の拡大、縮小は、社会の分断または統合の分岐となります。バックラッシュが起きています。貧困者の反乱がありその後に納税者の反乱が起きています。この繰り返しの中で制度が少しずつ前進しています。

私個人としては、低所得者対策、貧困対策の拡充・強化、とりわけ低所得者対策の拡充というのが必要であると考えます。その中で、低所得者対策の改革、すなわち一般対策と貧困対策の結節点としての低所得対策を提示する必要があります。その方策として社会手当の給付水準・範囲の拡充、また、生活福祉資金については法定化する必要があります。それと一部貸付を除いて給付化することです。現在は、生活福祉資金の貸付は民生委員・児童委員を介するものと解さないものの二つの制度が併存しています。

これは、民生委員・児童委員の相談支援活動の一環としての貸付金、それと、介さない総合支援資金、緊急小口は社会福祉協議会が直接対応になっています。これは別制度で考える必要があります。それと、生活困窮者自立支援制度の充実、強化です。今回、生活保護受給者は微減状態です。実際のセーフティネットは、生活福祉資金の貸付制度で支える構図になっています。貸付額は、現在 1 兆 4,000 億に達しています。

生活保護制度はほぼ4兆円ちょっとを超える額ですから、相当な数が貸付金で対応していることとなります。この辺りは、やはり給付型をつくるべきではないかと考えております。生活困窮者に関して貸付金で対応するということは私個人としては反対の考えを持っております。

それと、生活困窮者自立相談支援機関が地域の総合支援機関として機能強化するためには、体制整備と連携・強化を図るということです。また住居確保給付金以外制度資源を持っておりませんので、それ以外給付金を持つべきかどうか検討が必要です。その住居確保給付金の位置づけは住宅対策として別制度で考える必要があると考えております。

あと、生活保護制度については、利用しやすく生活再建しやすい制度には、現在十分そのようになっておりませんので、制度の仕組み・内容・方法の改善が必要です。

それと、貧困・低所得のところで行くと、やはり行政と非営利・営利システムの在り方の検討が必要です。それを併せて制度資源、民間資源の社会資源を活用となると、他機関、団体等の連携が必須です。とりわけ所得保障を拡充・強化を行う必要があります。

メモとして少し記したものを述べます。私は、貧困・低所得問題を専門としておりますが、この領域は社会問題が凝縮した形であらわれてきているということです。

コミュニティの機能低下は、関係性の貧困ということもあります。人のつながりというのが非常に弱くなってきています。そこで、制度資源や民間資源へ結びつける。あるいは、制度の貧困に対してやはりアドボケイトする、ソーシャルアクションが必要です。

貧困・低所得対策は、家族資源、それと、地域の社会資源制度資源・民間資源を補完、代替、補充する制度として機能しているということがあります。そのため今後はコミュニティの再生と制度資源と民間資源の拡充が必要と考えます。今後、現行の制度の仕組み、水準で考えると、貧困・低所得者対策の比重は高まってくると考えます。この中で地域のセーフティネットという互助の強化と、制度としてのセーフティネットをどう張っていくのかということになります。これは公助の強化ということになります。また社会保険は共助との位置づけですが、その強化も必要になってくると考えます。以上です。

○山田分科会長 岡部委員、ありがとうございました。では、今の発表を踏まえて発

言をお願いしたいと思いますが、今から 15 分後、大体 2 時 15 分ぐらいで一旦区切らせていただきます。ご発言される方は挙手ボタンを押していただき、私が指名いたしましたらマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。よろしく申し上げます。どなたでも構いませんが。

○高橋臨時委員　じゃあ、1 点、よろしいですか。

○山田分科会長　高橋先生、お願いします。

○高橋臨時委員　高橋でございます。岡部先生にちょっと質問なんですが、生活保護制度は、なぜ改革ができなかったんですか。というのは、私は昭和 46 年に出された福祉センター構想というのが潰れたというのが今に響いているというふうに思っています。今頃、生活保護解体論を書いてもしようがないというのがはっきりしたあの本を読んでの感想なんです。というのは、幾つかチャンスがあって、生活保護については小沼正先生が、お亡くなりになりましたが、生活保護制度の適用割合が保護基準以下と考えられる人びとに対して極めて低い制度だということを何回も力説されてきました。当時の厚生省で小沼先生は生活保護の実務に携わっておられた立場から仰っていたのです。そういう意味では生活保護というのは本当は 2000 年の基礎構造改革なるものを、昨日、栃本副委員長が「あれは基礎構造改革でも何でもなし」とおっしゃった。あのときが最後のラストチャンスだったというふうに思ったんですが、大体改正しようとする、右と左の両方から鉄砲が飛んでくるという制度ですよ。だから、そういう意味で政治過程と、もう政治的なプロセスと、それから救貧制度の関係を相当きちんと把握した議論が必要だというふうに、最近痛切に感じまして、例えば明治 22 年の窮民救助法のとときに、あれは議会で潰されたわけでしょう。それが大変象徴的。恤救規則がああな時点で変わっていたら救済制度が大分変わっていただろうと僕は思っていて、救護法まで、ずるずると引きずったわけですよ。そういう意味で、そこら辺の評価が、今回これから議論される前提だと思うんです。とても手が触れにくい制度になってしまった。これは左の既得権益と右の反対論のはざまの中で生活保護制度が揺れ動いてきて、厚生官僚がなかなか手を出せなかったという政治的な構造があったということ踏まえた議論がどうしても必要ではないかと思うのです。但しこれは意見ということにしてください。

○岡部臨時委員　では、3 点、述べさせていただきます。

1 点目について。生活保護制度は、基本的に最後のセーフティーネットと言われてい

ます。第一のセーフティーネット、第二のセーフティーネットの底支えとして行っています。全体の社会保障制度の体系の中で生活保護制度をどう位置づけるかということがありますので、例えば生活保護制度だけ変えればよいということではなく、他制度との関連性が非常に強い制度であるということです。

2点目については、これは右社会保障制度は国家責任の下で行うということです。公的で行うということは最終的には国になります。その責任を果たすということを押さえておかなければならないことです。

3点目について。高橋委員がおっしゃられました基礎構造改革のときの議論の中で措置抜きの人サービス機関をつくるかどうかの話がありました。このときには、介護保険の中の関係では在宅介護支援センターが措置抜きの相談機関として設置されています。その中で、福祉事務所、先ほど言ったように、福祉センター化構想は所得保障と人サービスを分離するという考え方になっていたと思います。法の構造からして、その当時は機関委任事務でしたが、それが現在、法定受託事務での取扱いと自治事務としての取扱いが法的な仕分けの問題が入っています。この関連で、生活困窮者自立支援は自治事務となっています。法の構造の中で法定受託事務と自治事務の関係をどうするかということになります。センター化構想は三浦文夫先生はじめ各先生が関わられたと思います。機関委任事務下の中で所得保障と人サービスの分離、生活保護法の法の構造、機関委任事務の中でその切り分けをどうするかが法的な仕分けの難しさがあったのではないのでしょうか。現在も同じ法の構造にあります。

高橋先生のおっしゃられていることは非常によく分かりますが、では、生活保護を自治事務にするのかということとは大きな争点になりますので、法的な議論が必要になると考えます。以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

○岡部臨時委員 1点、よろしいでしょうか、私のほうから。

○山田分科会長 はい、どうぞ。

○岡部臨時委員 年金の第一人者の駒村委員がいらっしゃいますので、年金制度をどう考えたらよいのかということの何かご教示をいただけないでしょうか。差し障りのない範囲で述べていただくと非常にありがたいです。あと、生活困窮のところにもいろんなどころで関わられているので、ご意見をいただければと思いますが。

○山田分科会長 駒村先生、よろしくお願ひします。

○駒村委員 基礎年金の給付水準の低下が、まず一つ、大きな問題に、これからなる。それから、団塊ジュニア世代は、恐らく年金の加入記録があまりよくないと思われますので、これがさらなる問題を引き起こす。やはり年金生活者支援給付制度を充実する必要があります。もちろん適用拡大でカバーすることで、基礎年金の低下をある程度抑えるというのが第一にあり、さらに、積立金の厚生年金、国民年金の積立金の使い方がこれから問題になってきます。これがオーソドックスなソリューションだと思いますけれども、あと 20 年ぐらいしかない中でそういう対応できるかとなると、年金生活者支援給付金の拡充しないと、なかなか対応は難しい。年金生活者支援給付の社会手当化というものを真面目に考えなければいけないんだろうなと思います。すみません、簡単で。ちょっと出先からなのでご了承いただきたいと思います。

○岡部臨時委員 どうもありがとうございます。

一つは、高齢者の貧困化が進んでくるということがあるので、それに対しての所得保障をどうするべきかということがやはり生活保護行政の中でも非常に大きな課題になるかと思いましたので、お尋ねをいたしました。

○山田分科会長 じゃあ、すみません、ついでなので私、ちょっと今までの疑問もあるんですけども、高齢者が生活保護を受ける場合、今まで年金を納めなかった人はペナルティーあるんでしょうか。

○岡部臨時委員 無年金の方で。

○山田分科会長 年金保険料を納めなかった人と納めていた人が高齢者で生活保護を受ける場合にそれは格差がつくんでしょうか。

○岡部臨時委員 生活保護制度では格差をつけていません。

○山田分科会長 つまり生活保護を受けるというのを予定していれば、年金保険料を払った人は払い損になるんですかね。

○岡部臨時委員 年金収入は全額収入認定されますので、不足分、老齢基礎年金になると、生活保護の基準のほうが若干高くなりますので、不足分は支給しますし、全く年金を受けていない方は全額扶助費を支給するということになります。

○山田分科会長 ありがとうございます。実は、私 20 年ぐらい前にフリーターを調査していたときに、年金保険料を掛けているかと言いましたら掛けていない人がとても多くいたので、逆にそのまま行った場合に掛けている人のほうが損をする可能性がありますよね。

○岡部臨時委員 この辺り、モラルハザードが起きることに対してどう考えるかということはあるかと思いますが、生活保護制度の中では行っておりません。

○山田分科会長 中ではないんですね。ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。じゃあ、すみません、もう一点、私からなんですけど、申し訳ありませんが、コロナでもいろいろ貸付制度というのはありますよね。素人目に見ると、どうしても返せる見通しが無い人に貸しているような気がするんですが、焦げつき率とか、焦げついた後どうなるかということに関して、ご教示いただければと思います。

○岡部臨時委員 貸付で債権回収ができない方は一定数いらっしゃいます。これは、リーマンショックのとき多くの貸付を受けられたということがあります。この中で返済ができなくて生活保護に入られる人も一定数いらっしゃいます。それ以外で債権回収ができないという場合、回収の猶予または免除を制度内で行っています。そのデータが今は手もとにありませんが、一定数いらっしゃいます。私は、東京都社会福祉協議会で20年以上貸付の審査をやっておりますので、猶予または免除の審査に関わっております。返済をされる人もいらっしゃいますが、返済が滞るあるいは、返済できない人もいらっしゃいます

○山田分科会長 ありがとうございます。 それでは、次に、平岡委員長、お願いいたします。

○平岡オブザーバー ちょっとよろしいでしょうか、すみません。先ほどの生活保護の受給に当たって年金保険料を払わないことのペナルティーがあるかどうかというのはないということとそのとおりだと思うんですが。ただ駒村委員がおっしゃっていた年金生活者支援給付は保険料の実績に応じて支給されるということになっているので、そこが重要な違いで。

逆に言うと、結局年金未払いの問題をどうするかというのは最低保障年金の提案のところでも非常に曖昧になっていたんじゃないかと思うので、その辺ちょっと専門家の意見を聞きたいとは思っていたところですけども。

ですから、結局国民皆年金というのも保険料を支払可能な範囲で確実に強制的に徴収するという仕組みを取らない限りは最低生活保障の機能を果たさないということですけども、その問題の解決のためには10年、20年長い時間がかかるのでなかなか難しいということで、結局低所得者対策、現金給付と住宅手当、その他を組み合わせ

てどう対応するかというのが現実的なその方向なのではないかというのは、恐らく専門家の間では皆さん考えていらっしゃるのだらうなと思います。

ただ、年金の未払い、未納の実態はどのぐらいでどういう人がどのぐらい未払いだということは全くデータがないので、非常にこれは合理的な社会保障政策の立案にとって問題だらうなと思っておりました。すみません、ちょっと長くなって、申し訳ありません、コメントということで。

○岡部臨時委員 1点だけ応答させていただきますと、生活保護制度は最低生活保障というナショナルミニマムを保障しますので、例えば年金の保険料を未納であるとか、一定そういう期間を満たさなかったということがあるということでサンクションを出すとなると、最低生活保障を下回ってしまいます。この点、サンクション、あるいはモラルハザードが起きないようにするということと、ナショナルミニマムを保障する制度との関連では、現行では無年金、低年金の方についても同じような取扱いをしているということで理解をしていただければと考えます。現行制度はそういうことになっています。ご質問のお答えになっていたかどうか。

○山田分科会長 すみません、ありがとうございます。

では、次に、森川委員からご発表をお願いしたいと思います。資料共有、お願いいたします。

○森川臨時委員 ちょっと共有させていただきます。こちらで共有されていますでしょうか。

○山田分科会長 はい、こちら見えております。

○森川臨時委員 では、進めたいと思います。話題提供ということで高齢者福祉分野で、高齢者福祉は多岐にわたりますので、地域と参加の視点からという副題をつけました。その中でも何かちょっと先生方のご議論のきっかけになればぐらいの、岡部委員ほど、全体を網羅したような制度設計に関わるものとなっていない点、ご了承ください。

2010年代から日本としてというか、各地域、自治体でも地域包括ケアシステムというのが、今は高齢者だけではなくて、多世代を巻き込む形で包括的なケアのシステムを地域をベースにして構築していこうというのが政策的な大きな流れになってきていたかと思います。この辺は、先生方のご案内の方も多いかと思いますけれども、その包括的なケアのニーズに、上から説明しますと、応えるということで、とりわけケ

アのニーズの中で医療だけではなくて医療的なケア、介護的なケアとの連携ということ、特に終末期のケアだったり認知症のケアだったり、疾病とケアを両方併発しながらという方への対応。その一方で、公的な社会保障制度としてのケアの在り方は多様なものに応じていきつつ、財源の問題であるとか、カバーする制度の範囲というものをどのように設定していくかということも併せて問題として位置づけられて、比較的制度が定義する軽度という方、要介護的には軽度の方などは保険給付の対象からは分離していこうというようなケアのニーズの重度の方への対応をより重点的に行っていくという流れもあったかと思います。その裏返しとしてというか、ただ軽度の方も含め、重度の方もですが、医療とか介護という個別の制度で対応できない方の生活そのものを支える生活支援ということもどうしていくのかと。専門的な医療や介護のサービスを提供しているだけでは生活が回らないということも含めた日常生活の支援というも課題として挙げられていました。介護保険の中で言えば、そういった全体の流れの中でそもそも従事者、支える人材をどう確保したり、不足するということが特に今後東京でも顕著になっていくと思いますが、その辺りをどう確保し、そこで働くという雇用の機会とキャリアアップをどういうふうに確保していくのかということも併せて問題となっており、今後もこれは引き続き問題となり続けるであろうと思っております。公的な一定の限られた財源と仕組みの中で提供されるケアが無駄遣いであってはいけないという、多分政策的な思考の中で一定のお金をかける中でよりその中でよい質のものが提供できているかということの政策的な関心も高まり、近年ではケアの情報を分析しながら良質なアウトカムにつながるような介護を提供するというような方向性にも施策全体としてはシフトしてきている。科学的介護などといった言葉も出てきております。これもまだ定着していくのには相当現場とこの政策のやりたいことの間にはそごがあるのかなとは思いますが、こうした流れがあります。

先ほども申し上げたように、生活の支援だとか、その生活というものを支える上での総合的な相談体制の整備というものも併せて進め、課題認識は国レベルでも自治体でもされてきて展開されておりますが、生活支援ということを考える上では公的な自治体の事業として提供されるものもございますし、それに加えて委託を受けたりということもありますけれども、補助金を受けたりビジネスとして家事や生活の支援をするというようなサービスが特に都市部では拡大しつつある。プラス、そういったマーケットだったりのフォーマルなサービスとはまた異なる位相でコミュニティの互

助、助け合いだったりというようなシステム、空間の中での住民主体での生活支援や互助というものに対する政策的な期待であったり、そこに対するテコ入れであったり、そこを活性化させていくような福祉の取組というものも併せて展開してきていると。それが進んで、それぞれ十分に展開できているかということを検証していくということも福祉の課題にはなってきていると思います。

また、親族ケアというところでは、引き続き家族介護の問題などはもう既に言われていることですが、これからますます深刻になっていくのではとっております。

今後のもう、そこから一足飛びみたいな、今後に向けた論点とかをこれから私が何を考えられるかなと思いましたがときに非常に素朴な疑問をやっぱり一つ一つ潰していく、から考えていくことも重要ではないかというふうに思ってここで幾つか挙げさせていただいております。地域包括ケアの理念というのは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるというためにというのがお題になっているわけですが、本当にそれを支えるシステムに、じゃあなっているのかということの検証とその改良というのは常に必要で、誰のどんなニーズがどれだけのよう満たされているか。逆に言うと、どんなニーズが取り残されているか。そういったものは、とりわけ先ほど岡部委員のほうからもおっしゃっていただいた貧困の増加だったり、格差の拡大の中で取り残されているニーズなんか、もしくはいろんな多様な人々が住まう都市の中で、もしくはジェンダーだけでなくいろんな性的な多様性だったり人々のエスニシティの多様性なども今後出てくる可能性がある中で、そういったことは常に検証していく必要がありますし、アウトカムとして、本当に、じゃあ人々は自分らしい暮らしを続けているという実感を持てる地域になっているのかということを経験レベルでどうやって検証していくのかということも重要な課題になるかなというふうに考えます。

もう一つ、先ほど人材ということをお話しましたがけれども、人材、専門的なケアを担う人材だけでなく、家族介護の問題、介護離職の問題などを取ったりもいたしまして地域の中でケアを支えるというときの人々の関わりなども考えたときに、そのケアを担うとか、ケアに関わるということを本当に奨励するというか、それがポジティブに受けとめられるだとか、もしくはフィードバックがプラスにあるだとかというシステムになっているのかということについて、改めて考えていく必要があるのかなと思います。ケアワークの家族としてインフォーマルな場でケアに関わるときのそれに対する保障の在り方であるとか、正規の労働としてケアを、エッセンシャルワーカーと最

近言われますけれども、そういう場で担う、そういうことの承認や評価という位相での議論でケアを担うとか、一生懸命ケアをしたら、むしろ自分の人生が損になったとか、ケアというものにコミットして一生懸命労働したら自分のやっぱり労働者人生がひどいものになったとか、そういうことになってしまうことをどうやって制御するかという問題が一つあると思います。

それから、もう一点ですね。ケアや支援に関わる場や機会が多様な人に開かれているかということも考えていく必要があります。これは赤字で書いた参加の領域横断性だとか、多様性ということが問われてくると思います。特に、東京、都会である場合には夜間人口と昼間の人口で人口構成も違う中で働き手も多い、学生も多いなど、いろんな人たちがいる中でそういう人たちを巻き込んだ仕組みなども必要になってくるのではと考えております。

その赤字の部分について、もう少し私のほうで考えたことを、またお話しできればと思います。先ほどこの参加の領域横断性、多様性ということですが、既存のこれまでやってきたケアの仕組み、高齢者福祉の中では特に地域包括ケアシステムというふうに最近は言われていますが、この地域というものをベースにするということが直面する課題というのをやっぱり考えていく必要があるのではないかとこのところでお話をいたします。現状の市民福祉というか、その日本の地域包括ケアシステムの中での支えるとか、市民と言われている人たちのコミュニティというのは、やはり地縁的なコミュニティというのが特に高齢者福祉の中などではベースになっている。この辺り、もうちょっと最初のほうから申し上げると、介護保険制度を通じた介護の社会化というのはマーケットでの介護サービスの流通、拡大に寄与したと。他方で、家事や生活の支援に関連する各種活動というのは、現在、先ほども申し上げたように保険給付対象として定義される介護というものからは政策的には、制度的には切り離されつつあるんですが、その部分に対しての対処としては商品化された保険外サービスの家事なのか、生活支援何たらサービスなのか、いろんなサービスがあると思いますが、そういった流通と、商品化されない福祉としての生活基盤やサービスというか、支援の相互効果みたいなもので担保していくということが考え、課題になっていくわけなんです。そういう政府でもないしマーケットというかでもない、ソーシャルな領域での活動への期待というのが、非常に政策的には強くなって、市民福祉と市民を主体としたとか、住民を主体とした生活支援だとかということが強く言われるようになる。近

年も、常にですけど、特に近年も注目をされている。

担い手に関して、欧米の議論ではボランティアなアソシエーションというか機能的なものをベースに集まる集合体とか、コミュニティを基本形とするのが主流なんだけれども、日本では地縁的なコミュニティ組織を含めた枠組みが提案されてきたなどというふうに、日本のこのコミュニティへの期待というときには、その地縁的なものが強いということも指摘されています。

ただ、先生方も既にご案内かと思いますが、この地域コミュニティが直面する課題や限界というのもございます。地域の中で、日本の特色としてそういう自治会だとか、町会、町内会だとか、そういったものを中心としたいろんな地域基盤を支えるネットワークがあるわけなんですけど、常に福祉行政との連携や協働先と、あらゆる分野からの連携協働先として、この地縁的な地域コミュニティというものが期待されて、消防も何とかも日常ケアも生活支援も何とかも、お祭りも、何か全部、防災も全部の協働先としての過重負担というのが指摘されていますし、話を聞きに行けば、大体言われてくるのが担い手の不足というか、後継者をどうするのかと。特に若年や壮年の方たちの関わりというものの不足というものが、課題として当事者からも聞かれると。専門市民というか、主婦から最近はもしかしたら退職者、高齢者に代わりつつあるのかもしれませんが、専門市民というもので支えるということの限界もある。あとは、運営組織体としての脆弱性というか、フォーマルなビジネスの組織とはまた異なる活動原理の中で活動しているがゆえの脆弱性だとは思いますが、戦略的だとか、誰に届くためにどんな情報発信をしてくれるようなマーケティングや広報だったり、あとは運営管理の業務なんかの弱さというものもあります。

そういったことを加味すると、今後、あとは社会の変化の中で、なかなかこの地域コミュニティに長期的にコミットして、この組織を強化して福祉を支えていくというようなことだけでは難しい。社会変動を考慮した高齢者の福祉にコミットするステイクホルダーの多様化、増加、強化というのが必要になってくるのではないかと。

地域型ではないような非営利的な組織だったり、社会的企業と言われているものもありますけど、そういったものもやはり、自治体だったり公的なものとの主要な連携協働先に位置づけていく必要があるだろうであるとか、若者や稼働年齢層が主要な関係者として活躍できる枠組みをどんどんつくっていくだとか、福祉団体関連組織の運営管理機能を支援するような仕組みも必要になってくるだろうなというふうに思っ

おります。

考慮すべき、いろんな人が関わる、誰がだったり、どんな関わり方でということを考える上で考慮する社会変動というのは、社会学者の先生方も多いので今さらなんです、やっぱりこんなことがということを一挙させていただきました。

親密圏や家族の変化と居住形態の変化ということで言えば、個人化だったり未婚化だったり、居所の流動化だったり、家族じゃなくて疑似的な家族の形態が出てきたりだとか、雇用については、日本的な経営とそれに伴う大企業中心の企業福祉というものが弱体化してきて、並行して女性の就業、仕事というものも増加し、ただ雇用の流動化は進み、兼業とか副業、マルチプルな副というものもある中で、フリーランス的なものも増加したり、不安定雇用も増加していく。地域コミュニティの社会関係でいえば、地縁的なコミュニティ、政策的には再生や強化と言われていますけど、現実的にはやっぱり弱体化というものも相当ありますし、社会的な孤立の問題というのは深刻な問題になっていきます。

その一方で、オンラインだったり、バーチャルなコミュニティだったり、地域という線引きで、自治体の線引きと全然違う位相でのいろんなつながり、コミュニティというものが出てきています。

他方で、先ほどの報告にもありましたように、経済格差の拡大に伴った社会的分断というものも懸念される場所ではあります。

人口構成なんかは、しょっちゅう言われることですがけれども、東京都もこれから急速な後期高齢者の増大、ただ昼間人口なども考慮すると、少し見方も変わってくるのかなと。東京のことを考えていくときには、東京の人たちや東京に足を運ぶ人たちのライフスタイルや生き方などを考えたときには、地方との関係なども視野に入れる必要もあるかなと。都市と地方の格差は拡大して、東京と、これはライフスタイルというよりは自治体間の関係ですけども、東京で行うことと地方を関連づけながら、何かその相互の価値を高め合うような関係づくりの中での福祉のありようみたいなものもあるかなと思って、ちょっと書いてみたんですが、そのほかにも、地方の中では、格差拡大の中でどういうふうな地方の生き残り戦略をするかというときに、関係人口をつくるとか、都会にいるけれども、地方にも愛着を持っていただくとか、2拠点、多拠点生活みたいなものをしているような、というものを推し進めるような動きもあって、じゃあ人々が一つの地域にずっと居続けたかではなくて、流動化したり、

もしくは拠点が複数あって、地方と都会を行き来するようなことを、そういうものに価値を見出していたときに、じゃあ高齢期になったときにそれをいきなり捨てて、住み慣れたとか、何かずっと一つのところでずっとそこに居続けてコミットするというものに急にライフスタイルを戻されるというのも、何か不思議なことなので、こういう拠点が複数ある中での生き方の中で、福祉が達成されていくような何か枠組みも必要になってくるのかな、などとも思っております。

あまり、ここからはアイデアベースなのですが、そういう新たなライフスタイルというものを視野に入れて、仕事と市民的な生活というものと、また市民的というよりは親密なプライベートライフというものの、何かこう、三方よしと言いましたが、組合せのバランスを考えた、その中で人々が市民的な生活に関われるような枠組みというものを押し広げていく余地はあるのかなというふうに思っております。

既存の核家族定住者をベースにした企業人と専業主婦とか退職者と異なる前提で、人のありようを捉えていくと。地域コミュニティの所属に基づいて、しかも長期的なコミットをそこで、その地域での活動に求め続けるというのは異なる前提の関わり方が必要になるかな。短期居住とか多様なライフスタイルの個人が、参加しやすい枠組みと。

あとは仕事を、要するに仕事そのものも長期的な、安定的ではないんですが、流動化していろんな仕事をしていても、その仕事の一部なのか、仕事とは別なのかはさておき、福祉や地域課題に関われるような枠組みというのが必要となるかなと思っております。

例えば、企業社会側の潜在的ニーズにリーチした参加層を拡充するなんていうこともあるかなと。非金銭的な価値を重視して、副業活動とかライフシフトへのニーズで「会社の外」を知るとか、そういうニーズはこれから出てくるわけで、いろんな自分の所属組織以外の人との協働プロジェクトによって、自分のスキルを上げながら、自分のライフシフトをしていくようなニーズはあるので、福祉活動の場をそういったものとして提供していくこともできるかなと。

ただ、こういう話はある意味、中～高階層的には適合的で、先ほどの低所得者に対する問題には、なかなかどうというふうに答えていくのかというのは、ちょっと課題かなと思っております。ただし、中～高階層の人たちが、逆に言うと福祉のいろんな現場の課題にコミットするという機会が増えることで、社会的な分断というものの緩和にも

つながっていくのかなというふうには、思っております。

企業社会と市民社会の融合みたいなことを、今お話ししたわけなんですけど、その融合の形態としては、社会的企業というそういう形態もありますし、プロボノという職業的スキルを生かして、福祉活動に対して直接的、間接的な支援をしていくようなもの、既に東京でも東京ホームタウンプロジェクトということで、間接支援の枠組みをある程度つくりましたけれども、そういったものもあります。これらを拡大していく余地があるかなと思っております。

最後に、プロジェクト単位とか区切りある期間で何か関与していくという、そういうところにいろんな人を巻き込んでいくマッチングの仕組みというのが、やっぱりこれからは必要となってくるのかなと。それがちょっと根本的な高齢者福祉の大きな問題にどれくらい解決に寄与するのかなというのは、未定ですけども、社会変動とライフスタイルの変化を見据えたときの新しい支援の在り方ということで、提起させていただきました。

私からは以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

大体 15 分ぐらい。55 分ぐらいをめどに、ご意見交換の場とさせていただきます。よろしく申し上げます。どなたでも。秋山さん、よろしく申し上げます。

○秋山委員 先ほどから、この社会変動という言葉が出てきましたけれども、自然というか気候変動がこのところ激しくて、実は都市熱というか、コンクリートの建物の蓄熱がひどい東京の一人暮らしの方たち、室内で熱中症を起こして亡くなっている。監察医務院の最近のデータを見せてもらおうと、室内で亡くなっている人が多い。監察医務院に運ばれて検死になった方で、その9割はクーラーがあるけれども使っていない。またはクーラーがない。それから室内である。65 歳以上が9割というそういう数字がでていて、しかもこの3年、気候の変動が激しくて、まさに都市の特徴であると思われるんですが、熱中症死がすごく増えているんですね。それと貧困というか、住環境及び貧困は関係するという、そういうことが言われています。

これは今後、そういうしわ寄せが貧困層に行っているという一つの事実だと思うので、都市としては、いろんな意味合いを含めて、ある種対策も立てなければいけないんじゃないかなと。今、交通事故死を上回るほどになっていまして、やっぱりそういうことも考えなきゃいけないんじゃないかなと、最近そういう熱中症の予防をかなり

声高くやっているものですから、一言言わせていただきました。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。秋山委員、どうもありがとうございました。では、ご意見として承ったことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。今、手が挙がりました。杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員 公募委員の杉山です。ちょっと非常にローカルな話になってしまうのですが、私自身が介護する側とかで、接する機会があるんですけども、在宅でということではいろいろ推し進められていますけれども、意外とご近所の方が、例えば認知症の方に関して、非常に批判的な目を向ける部分というのが結構ありまして、やはりご本人は悪いことをするという意識はないんですが、マンションのちょっと上のほうからごみを捨てちゃったりとか、あと全然関係ない自分の家でないところにペンキを塗っちゃったりとかそういう、ご本人にしてみればいろいろな理由があるんだと思うんですが、それに対して非常にご近所の方とかが迷惑行為として取るものですから、本来はご本人も地域で住みたいんですけども、それができなくなる。ご家族もやはり別に住んでいても、近所迷惑なので施設にということ、いろいろあるんですけども。ですから、いろんな意味で周りの方にも理解していただけるような形の施策とございますか、こともやっていただけたらいいなと思っているんですが。すみません。

○山田分科会長 ありがとうございます。

何か森川委員、ありますでしょうか、コメント等は。

○森川臨時委員 ありがとうございます。とても大事な点をご指摘いただいていると思います。

福祉の関係者の人は、認知症だったらこうだとか分かるかもしれないけれども、福祉に関心のない人だったりすると、その人を何か、違う目で見るということはあるかと思えます。じゃあ、関心とか、もしかしたら何かそういう方がいらっしやったときに、その方が認知症かもしれないだとか、認知症の方だったらこういうことがあるかもしれないというふうに思える想像力とかを、やっぱり持っていただく必要はありますので、そういう意味でも仕事をしていたら福祉に関われないだとか、私がさっき申し上げたように、そういう話ではなくて、いろんな仕事も家庭もあるんだけれども、福祉にも関われるという場を広げて、福祉的な課題に思いをちょっとは

せることができるような社会づくりということは、本当に大事なことだなというふうに思っています。ありがとうございます。

○山田分科会長 ありがとうございます。

○杉山委員 ありがとうございます。

○山田分科会長 もうよろしいですね。

じゃあ、ちょっと時間つなぎに、山田のほうから質問をさせていただきます。

森川さんがおっしゃったように、私も IT 化、情報化というものによって地域というものがだんだん、地域の意味が薄れていくという傾向があると、私は授業でも時々言っているんですけども、いわゆる近所の価値観の合わない人としゃべるよりも、同じような階層の価値観の合う人とのほうがつながりが強まっているというのがあるかと思いますが、となると、地域でも格差が拡大、地域間の格差が拡大しているのと同じように、ネットワーク化が進めば、つまりいいネットワークを持つ人とあまりネットワークを持たない人の格差というものも広がってくるかと思いますが、その点についてもコメントがあればお願いいたします。

○森川臨時委員 ありがとうございます。まず全体の趨勢としては、そうだと思います。格差の問題もですけども、そうですね、格差だけでなく、自分の関心のあるコミュニティにしかつながらない、ある意味ネットワーク化で広がっているようでいて、実はすごいコミュニティの在り方としては関心が広がらないというか、というような閉鎖的なコミュニティにもなっていく可能性もあるなというふうに、情報化に伴うネットワークコミュニティの形成というのをちょっと思っていて、その中で、よりよいネットワークの中で、自分の生活スタイルを確立していける人と、そもそもネットワーク、そういう情報、よいネットワークというか、よい情報にアクセスするというようなものが持てない人との間での格差というのは出てくるかなと思います。

今は高齢者のデジタルデバイドってありますけれども、20 年後はデバイドそのものは皆スマホはある程度持てるようになるという意味では解消されているかもしれませんが、メタバースとかで何ていうのか、近隣じゃないけど豊かなコミュニティ、地域社会的なものを享受するような人と、何かネットゲームとかで終わってしまう人との差、そういう差は本当に出てくるのではないかというふうには思います。ありがとうございます。

○山田分科会長 ありがとうございます。

岡部委員、筒井委員が手を挙げていらっしゃると思いますので、すみません、順番にお願いいたします。岡部委員からよろしく申し上げます。

○岡部臨時委員 森川委員、ありがとうございます。

実は私の領域の貧困低所得者領域においても、社会的な孤立が密接に関連しています。今日のお話は、非常に参考になりました。

1点目。生活保護であるとか生活困窮という形になると、基本的にやはり経済的自立というものを求める傾向があります。もっと端的に言えば、労働市場への参加ということをお願いします。この点について、広く社会参加についてどうコミットしていくかということが出されていますので、私たちの領域でも、考えていきたいと思えます。

2点目。これも参考になりました。一昨年、東京都民生委員の100年史の監修をやらせていただきました。そのときにやはり、民生委員・児童委員の方々は非常に熱心に活動をされています。そこで森川委員が報告されたように、地域のつながりの中で活動されるのですが、活動としてはもう少し空間的な広がりの中で行なえるということが、コロナ禍で示唆されている、そして企業社会と地域社会にコミットする方法のヒントが出されておりました。これも参考になりました。

貧困、低所得は関係があまりないとお話しでしたが、大いに関わりがあり、私たちもそういうところの取組をしようと考えておりますので、陸続きに考えられるのではないかと思います。

非常に示唆になる報告をいただきました。特にリプライを求めるものではありません。以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

では、すみません筒井委員ご質問、コメントをお願いして、まとめて森川委員にご回答をお願いいたします。筒井委員、よろしいでしょうか。

○筒井委員 森川さん、どうもありがとうございました。

まず、このご発表では、「地域」をどう捉えるか、この捉え方をどうするか、そして、これによって、地域での支え方が異なるということの問題提起されたと思います。

つまり、居住しているというだけで、そこが自分の地域というふうに捉えることが、今般、なかなか難しくなっているということを説明してくださったわけですが、例えば、先ほど説明にもありましたが感染症の影響から、2拠点、多拠点生活をする方々は、確実に増えてきています。

とりわけ東京と別の拠点というように、山田先生もそうでしょうか。多拠点の生活を求めようとしているのは、東京都民に多いということ、こういうことも含めて、たまたま高齢期になって東京に住むようになりましてという人と、ずっと東京ですという人が混在するようになる、こういった都民に対して、等しく、地域による支援を届けることについて、検討しなければならないということを示していると思います。

そういった生活というか、ライフスタイルの違いを配慮した「地域」での支え方を考えるべきかという提案がなされたと思うのですが、そうすると「地域」の定義も必要になるようですが、このことについては、どのようなお考えをお持ちですか。

2番目は、この意見具申というか、東京都として、東京はそういう意味で、ライフスタイルの多様性を享受する人々が多いという、特別な地域だと思います。

地域での支えあいを福祉の施策と考える際には、東京が、こういった特性を持っているということを前面に出した何か報告を出せるといいかなと、これから議論していただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

森川委員、岡部委員、筒井委員のコメントに対して何かあればお願いいたします。

○森川臨時委員 ありがとうございます。

企業社会とか市民社会とほかのところの領域をより拡大していくとか、地域というベースを捉え直すというところで、私が今まで出したのは、何かお金に困らない人が非金銭的な価値でもコミットして関わる、そういう潜在層もたくさんいるということです。だけれども、貧困、低所得との関係をどうするのかと悩んでいたのも、そこが実は陸続きだということをおっしゃってくださったので、なるほど、いろいろもしかしたら続けて考えられるかもしれないなというところで、ちょっと安心しましたし、ぜひ一緒に考えていければというふうに思いました。ありがとうございます。

それから、筒井先生からのご指摘で、まさにそうなんです。居住圏が固定化されている層もいらっしゃいますが、居住圏が固定化されていないだったり、流動性が高い居住形態の方は、全部福祉だったり市民だったり、この地域の福祉というものを考えるときに、全部そこは主要メンバーから外しちゃっていいんですかと。主要じゃなくて、そうではなくて、やはりそれぞれのこれからの、関わるという面でもそういう方も巻き込みたいし、そういう方々がじゃあこれから高齢化したときに、いきなり高

齢者福祉の世界になったらどっぷりとその地域とその周りでしか関われない、何かそういうものはあれって、今までのライフスタイルと全然違う。住み慣れた地域ではなくて、住み慣れたやり方で最期まで暮らしていくという、何かそこを実現するということは、やっぱり必要になってくるかなと。

そのときにあとは、都としての特性を出せるというときには、そういう人口の流動性であったりという問題は、問題というかそこは一つあると思います。熱中症とかそういう気候変動の都市的な問題の出方とか、そういうものももちろん都市的なものですけれども、ライフスタイルなんかの点でも、都市的なものを出して、じゃあそれを東京で実現していくというときに、何か東京の高齢者福祉なんだけど、別に東京の人がほかのところに行っても、そこで福祉を享受するというのも全然ありかなと思いますし、じゃあそういうところと、そっちに行ったらそっちの地域にお任せというよりは、何かいろんな、いろんな地域の福祉にフリーアクセスみたいな、そういう枠組みもあっていいのかな。それを支える財源的なだったり、制度的な枠組みとかもあると思うんですね。受け入れた地方との関係づくり。けれども、そういうものの発想があってもいいのかなというふうに、今お聞きしていて思いました。ありがとうございます。

○山田分科会長 ありがとうございます。

すみません、高橋委員、短くお願いできますでしょうか。

○高橋臨時委員 ごめんなさい。今おっしゃった中で、一言だけ。

今のお話で、ある時期話題になったのが、越後湯沢問題。あれはあそこにできたりゾートマンションにお年寄りを子供たちが遺棄同様なかたちで住ませる。それで越後湯沢町が、音を上げた。これは在宅の都外施設問題だと僕は思ったことがあるんですが、そういうことを含めてポジティブな生活を営める人の2拠点居住問題と、そうではない人たちというか実際、先ほどの杉山さんのお話でも、周りから文句を言われるので、越後湯沢に本当に連れて行っちゃうという話を、ちょっと頭に入れておいたほうがいい。これはタワマンと従来型の居住でも、ちょっと起こりつつあるという話を聞いておりますので。

以上でございます。

○森川臨時委員 ありがとうございます。

○山田分科会長 ありがとうございます。

森川委員、よろしいでしょうか、コメントは。

○森川臨時委員 重要な指摘だと思います。ありがとうございます。本当に重要ですね。

○山田分科会長 ありがとうございます。すみません、じゃあこの辺で打ち切らせていただきます。

次に山本委員からご発表をお願いします。ご共有をお願いいたします。

○山本臨時委員 山本です。

今日の発表のご依頼をいただきまして、今期初めてここでお話しさせていただくということになります。

私は東京都の関わりはいろいろありますけれども、本日は一番これまで関わってきた子ども家庭福祉の政策の中から、保育と教育の施設整備や、子ども・子育て支援制度に関しての問題点といった視点から、話題提供をさせていただきたいと思っております。

初めに、日本の子どもたちの現状として、現在の日本の子どもたちの自己認識がどの位置にあるのかというのをちょっと見ていただきたいと思います。これは、7か国の比較調査ですけれども、日本の13歳から29歳の若者は、明らかに他国に比べて自分自身に満足していないという状況が示されています。満足している、つまり「そう思う」という割合が10.4%という低さでありまして、「どちらかといえばそう思う」との合計の割合を見ても、日本以外の6か国はいずれも七、八十%が該当しているのに比べまして、日本は45%程度にとどまるということは、約半数、半分ぐらいの割合の若者が不満足であるというふうに回答しているということになるわけです。

次に、自己認識とは違う尺度の幸福度のデータもちょっと見てみたいと思います。これはユニセフのレポートで、既に多くの方が注目して見ていらっしゃるものだと思いますけれども、このレポートの結果では、日本は身体的幸福度が1位であるということにもかかわらず、精神的幸福度が下から2番目という低さであるということが報告されています。

この指標は、そんなにたくさんのデータではなくて、例えば精神的幸福度は生活の満足度と自殺率、そして身体的幸福度は肥満度とか過重体重であるとか、子どもの死亡率といった限られたデータの統計の集計結果ですので、これがそのまま受け取るということは危険なのかもしれませんが、注目していただきたいのは、私が

注目しているのは、この日本の子どもの死因の別ということになります。

若者はここにもありますとおり、10代から14歳、15歳から19歳のいずれも自殺の割合が1位と2位というふうに変化しているということ、また、ゼロ歳児の乳幼児からの全時代、全世代にわたってなんです、日本人的特徴として不慮の事故による死亡が非常に多いです。

この子どもが不慮の事故で死ぬという割合が、日本は他国に比べて非常に多くなっています。これは他のデータのところでも、例えば乳幼児の誤嚥とかやけどとか、お風呂での水没とか、窓からの落下とか、様々なことが言われておまして、日本的な例えばお留守番させておいても安心とか、また一人で頑張ったら自立した感じとか、独特の子育て観みたいなのも影響しているのかなと思いますが、この日本社会の死亡の割合を見ますと、子どもを取り巻いている生活社会環境は、少なくとも安全ではないということが言えるかと思えます。

10代の自殺の多さは、このコロナ禍でさらに深刻になっていることは皆さんもご存じのとおりで、ヤングケアラーの増加という、子ども期を安全に子どもらしく過ごせない状況があるということを見たいと思います。

次に、経済的格差に伴う不公平感ですが、こちら子どもの生活状況調査の結果ですので、ご案内のとおりだと思います。子どもを持つ家庭のうちの母子家庭、特に貧困問題が深刻になっていること、これは昨年度の報告で、白波瀬委員がシングルマザーの貧困について報告されておりましたし、今でも話題になっているところですが、非正規雇用者が多いということや、保護者の学歴によって経済状況が大きく影響を受けているというようなことが言われています。

父母の学歴が高いほど高収入の仕事に就いている割合が高いことや、そのために子どもの希望を受け入れることができるなど、教育にかかる費用はそういった家庭では多くなっていますし、またコロナによって進んだICT化ということによって、逆にオンライン授業や、その他のタブレットを含めてデジタル機器が多くの家庭に普及したことによって、経済的に苦しい家庭にとってはさらに格差を広げるという要因になっていると思います。

子どもは生まれてくる家庭や親を選ぶことができないという状況においては、生まれながらの格差の親ガチャという言葉に示されて諦めがちな、広がっていることは山田先生の報告にもあったと思います。

貧困は四つのないと言われるお金がない、チャンスがない、つながりがない、自信が持てないという四つのない、機会の貧困や関係性の貧困、それから自己肯定感の低さというものが関係していると言われています。次にもう一つ、日本の子どもたちの状況として、せっかく生まれてきた子どもたちが死んでいるというか、よくない状況にあるということを見ていきたいと思います。

日本は、少子化でありますので、生まれてくる子どもの数が少ないということになります。実際にせっかく生まれた命を失っている状況にあるということも、大きな問題だと思います。

94年に子どもの権利条約に批准して、2000年には児童虐待防止に関する法律など、その他様々、子どもを守る仕組みが講じられたにもかかわらず、今日まで30年間、児童虐待の通告件数は継続して右肩上がりに増加しています。

また、この右側の表は、子どもの死亡について、心中とそれ以外の人数、そしてうちゼロ歳児がどのくらい死んでいるかという割合を示しています。例えば赤ちゃんポストであったりとか、内密出産であったりとか、様々な子どもを守る仕組みみたいなものの必要性も叫ばれているところですが、また同時に、この死亡している子どもの、これは事故や心中などで死んでいる子ども、亡くなっている子どもですけれども、ゼロ歳児が死んでいる中で半分以上を占めているということは事実です。また中絶の是非についてはいろいろ議論がありますけれども、年間、継続して10万件以上の中絶件数があるといったようなことであることから考えると、これらの死亡の背景には、未婚の妊娠や10代の若年親であることやお金がないこと、様々な事情があることがうかがえます。しかし、それらの事情は本当に命を失っても仕方がないと言える状況であったのかということは、誰にも分からないのではないかと思います。

社会の受入れや支援が可能であったら、生きていける命がある以上、そちらのほうも救っていくことは両建てで社会が考えなければならない。少子化対策とともに、こちらにも同様に注視していかなければならないことではないかと思っています。

これまで見てきたように、まとめますと、日本の子どもたちは、安心して子どもの時期を子どもらしく生きることができていないということが伺えます。自己肯定感の低さは、幼少期からの家庭や保育・教育環境の整備によって培うことができますが、目に見えない自己肯定感や幸福感は個人差が大きく、政策目標になりにくいのです。

しかし、これまでの30年間の少子化対策と銘打った取組によって、出生率が向上

していないという現実や、実際の子どもや家庭が貧困の中で苦しんでいる状態があることを放置するよりも、今、目の前に生きている子どもたちや人々を支援していくという現実的な政策に、もう少し人々が注力するということが必要ではないかと考えています。

これまで、少子化対策というものに私自身も実は関わってきましたし、児童育成計画を含めて様々な保育整備の計画をいろんな自治体で関与してきたという経験の中から、反省とそれから今後の展開といったようなことを含めて、この二つ目でのお話をしたいと思っています。

少子化が進むごとに、皆様方もご存じのとおり、エンゼルプランというもので保育施設の整備が進められてきました。少子化対策のこの中で保育整備をしていくということは、今の子ども・子育て支援計画でも同じように行われています。当初、少子化対策として保育事業の拡大の必要性が注目されたのは、仕事を持つ夫婦の合計特殊出生率が 0.75 ほどで、専業主婦家庭のほうは 2.0 を超えているというような数値が出たことで、保育供給をさらに増やし、保育サービスを利用しやすくすれば、働きながら子どもを持つ女性の困り感が減って、さらに子どもを産むことになるのではということが期待されたということもありました。そのために、厳しい要件である保育に欠けるというような形での措置制度を転換して、利用契約方式にするとか、また株式会社による認可保育所開設を可能にするための規制緩和なども行われました。

そういったことをしながら、保育サービスの算出という手法で、整備計画が作られていきますけれども、保育に欠けるという要件で縛られていた保育所利用が、多様な働き方や考え方を持つ保護者が利用しやすくなったということもありましたし、これまで見ていなかった潜在ニーズの存在を見ていくことになったことの試みは、施策全体が利用者主体に視点を転換していかなければならないのだということには、役に立ったと思います。

また、市区町村策定の計画を積み上げることによって、基礎自治体が主体的に保育供給ということを考えて、自治体に暮らす子育て家庭に実際に目を向け、いろいろ考え出し始めた、考えなければならぬのだという状況をつくり出したことは、一つの成果であるとも言えると思います。

そのほか、認可保育所だけでなく、家庭的保育やファミリーサポートなどの保育所以外の預かり場所を広げたことや、子育て支援サービスや広場の利用など、専業主婦

層が在宅で子育てをするというときに使用するようなものも、広がったことはよい成果だったかもしれません。

しかし、計画策定に掲げた事業量算出の指標が、保護者の意識と就労時間がメインだったこともあって、子どもの状態や意識を組み込むことができなかったということは、保育・教育というものは親の選択に基づいて選択するというのだという構造をまたさらに強化し、転換することにならなかったという結果をもたらしたと思います。とにかく、膨れ上がる待機児童への対応に終始して、量の拡大を最優先にしてきた。供給量の拡大は公で賄うことはできませんので、規制緩和として基準の緩和や経過措置が対応を取られまして、保育というものが準市場化の中で発展することになります。

この変化によって、乳幼児からの子どもへの保育・教育というものが、公共財として意義があるということとか、社会的責任の所在に関する議論が必要だということの意識が広がらず、拡大したと私は考えています。

この時期、特に 90 年代から 2000 年代の初頭にかけては、諸外国、イギリス、スウェーデン、オーストラリアなど、幼保が二元だった国々は、一気に一元化に舵を切り、子どもたちの保育・教育というものを社会的投資と捉えて公費を投入していきました。

一方、日本のほうでは、保育の量の拡大に終始せざるを得ず、それが少子化対策につながっていたわけですが、場所を増やすと、保育の場所を増やすというような形になり、「いろいろあっていいじゃないか」というような多様性という言葉に逃げる形になったのではないかと、私は思っています。

次、お願いします。

さきに述べたように、保育ニーズに基づいての施設整備を継続していくのは、待機児童の解消が見込まれている中では、見直しが必要だと思っています。実際に、民間の保育事業者は今現在、子どもが特に 3～5 歳の高齢児が集まらず、経営がうまくいかないということも実際出ていますし、有効求人倍率の保育のほうの需要も、もう地方からはじわじわと低下しています。

実際に、この方法での計画策定を見直す必要があるということ、特に強調したいと思います。そして、何よりも子どもは「誰が見るべきか」とか、「どこで見るべきか」というところからスタートしないということ、そこから脱却することが必要だと思っています。

こういうふうにと考えると、誰が見るべきかと考えると、次にどこが適しているのかとか、誰が適しているのかというような形に発展しやすくなり、伝統的な日本の価値観、家族観とか性別、役割分業の意識と結びつきやすくなってしまいますからです。この辺りは山田委員のご専門ですので、またどこかでご教示いただければと思います。

次、3番目として、今私が関わっています東京都の子ども・子育て支援制度の下での保育整備についてお話をしたいと思います。

この図は、本格的に制度が開始された平成 27 年度から昨年度までに東京都が認可した保育所の数です。令和元年が最も多くなっていますが、徐々に低下しています。コロナの影響もあって、様々な問題もありますけれども、現在は認可化というよりも、認証からの認可移行というところが多くなってきており、実際の新規開設は減っています。

日本全体で見ると、1、2歳児の保育所利用率が現在 54%あります。97年のちょうど少子化対策が始まった頃は 17%ぐらいだった1、2歳児の保育所利用率は、もう既に半数以上に上っていて、多くの乳幼児が預けられているという事実があります。実際、これが多くなっていることで、1、2歳児のクラスが 20人以上の大規模になっているということもありますので、この子ども・子育て支援制度が求めているものは、一定程度供給されたと思います。

実際、子ども・子育て支援制度を供給する中での、認可しながら私自身が考えてきた問題点ですが、まず設置基準の基準みたいなものがないので、ある程度子ども・子育て支援制度の中では、参酌されている基準をクリアしていれば、認可しなければならないということになっていることの問題点です。

ここに、具体的な例としてトイレの話を書いたわけですがけれども、トイレについての設置基準はありません。何人当たり何個の便器が必要という基準がなく、現在あるのは、ガイドラインで決められている認可外保育施設の目安の 20人程度に一つというものです。これに基づいて、多くの保育事業者が保育所計画を立てますがけれども、実際に子どもの発達の問題を考えると、排せつ行動の習得というのは、基本的な生活習慣の中で人格形成にも影響を与える非常に重要な過程です。そういった中で、子どもの生活リズムや特性に合わせて排せつの練習ができない。つまり、トイレの数が少ないということは、保育士が並ばせて順番に使わせるとか、今からトイレの時間だというふうにして決めて行かせるといったようなことにつながりやすく、このことを自

治体側としては保育の中での工夫という言葉で逃げているという実態もあります。

そのほか、トイレのほかにも、保育室の形や人数、もちろん面積の基準はありますけれども、パーティションで区切ってその対応をすとかですね。30人ですと、保育士が5人配置されなければならないんですけれども、1歳児の場合ですね、想像していただければ分かりますが、30人のところに5人の保育士がいても、どういう状況になるかというようなところが適切かという、あまり適切であるというふうに私自身は言えないなと思っていたりします。

また、採光についても、基準は日本の場合はありません。建設基準上、建築基準上はありますが、実際に保育所の設置について、採光についての基準はありません。イギリスなんかは、自然光をできるだけ浴びる時間を長くしなさいとか書いてあるんですけども、日本の場合は、朝預けられてから約12時間、蛍光灯の下で子どもたちが生活することに対して、何も手だてがないという状況にありますし、窓がなくても、隣の部屋にあれば1室としてカウントするという特例などが適用されている関係上、こういった保育施設も認可せざるを得ないというような状況になっているというのが、現在の非常に複雑な思いであるということをお話ししておきたいなと思っています。

保育の中で、運用すとか工夫するということを見捨てていくと、つまり逃げていると、実際には現場の保育士の負担が大きくなり、そんな仕事に就く人はいなくなりますし、人材確保にも影響を与えています。人材不足を補うために、今度は免許・資格取得基準を緩和して特例措置をして、実際資格がなくても何十時間の従事とか、研修をちょっと受けてだけでいいとか、様々な規制緩和の中で、専門職としての質の低下も懸念されているというふうに思います。保育の提供は、市町村の責任ですけれども、民間事業者の意向を最優先に考えてやっている実情がありますので、こういった状況は、実際に保育事故が起こる危険性が多くあると考えています。

その結果、この子ども・子育て支援制度によって日本の就学前の子どもの居場所は複数混在するという結果になってしまいました。

混在した四つの保育・教育サービスが存在するという事は、諸外国の状況を見てもちょっと不思議な状況であります。ばらばらであると、統一した基準というものはなかなかつくることができません。それぞれ、いろいろな施設には事情がありますので、それぞれの団体も抱えていて、その基準について国民的な合意を採る、政策とし

て法律で縛るということは難しくなります。

イギリスやニュージーランド、先ほど一元化に舵を切ったということでお話をしましたけれども、全ての子どもに関わる施設、学校について、OFSTED での評価をしたり、ニュージーランドの場合は、テファリキという幼児教育を一元化した内容を踏襲して、質を確保するといったような一律の統一的な関わりが実現しています。

保育・幼児教育は将来の人材となる子どもたちの社会的投資として行って、社会的責任を国が持つのだという姿勢を示すことがまずないと、現在の日本のように、四つがばらばらとあるという状態で、本当にいいのだろうかということを私は児童・子ども家庭福祉の研究者として、やはりここでは申し上げておきたいと思います。

実際、こども家庭庁ができたりしても、この状態のままになっています。この子ども・子育て支援制度が発足したときの当初は、私が目指していたような方向性も話には出ていたこともありますが、最終的には幼稚園の協会の圧力に屈したのか、いろいろな事情から、現状追認で複数の保育・教育施設が混在する結果ということになってしまいました。この黄色く示したところをどうこうしろということ、具体的に今ここで申し上げることはありませんけれども、もう少し全体を見渡したものを構築する必要があるのではないのかなというふうに思っています。

では最後に、本日の報告の結論に入ります。子どもたちが幸せを感じないで、自己肯定感が低くて、将来を諦めている状況を変えていくには、幼少期からの質の高い保育・教育の機会というものを保障して、生まれた家族や親の状態が将来が決まるような社会でないようにしなければならないということがあると思います。乳幼児期からの質の高い保育・教育の必要性は、ここにあるように OECD の報告にもありますし、各種の研究機関、評価スケールなどを用いたエビデンスが発表されています。社会的損失の議論や経済的効果の面からも、できるだけ早い時期から社会的に保障していくことが、将来の投資になることは明らかであると思います。

私は、認知心理学の専門ではありませんけれども、現在の保育・教育業界は認知心理学の知見を基に考えられるところが中心になっています。認知心理学の知見、つまり非認知能力と言われたり、社会的、情緒的能力と言われたりするものの獲得が、やはり幼児期には必要だという議論です。

そして、それをかなえるのが保育・教育であるというようなことで、保育・教育の質を上げていこうというところの研究が多くなっていると思います。実際、国のほう

も、こういったところを中心に検討する部会などは置かれてはいますけれども、政策と連動した提言にはなっていないというふうに私は思っています。これらの力というのは、非認知能力と言われるこういう力は、幼児期から青年期に格差が拡大するということが明らかになっています。

特に、母親の学歴が低い場合は、親との関係が不安定になるというようなことも報告されていて、こういった幼児期の教育保障というのが、本当に国の根幹を揺るがす大切なものであるということを、私たちはもう少し考えていくべきではないかと思えます。

それは、一般の家庭の子どもだけではなくて、社会的養護と言われる中でケアをしているお子さんたちにも同様に、子どもの権利として受けるものとして、私はここでお話をさせていただいているということを最後付け加えさせていただきます。

このような状況でも、日本は幼い子どもはきちんと法律婚した家庭で、母親が専従して子育てをするというのがよいと考えられていて、私としてはちょっと興味があったものですから、通常皆さん方がいつもご覧になっている OECD の公的支出の比較に婚外子の割合を入れて作ってみました。これは合計特殊出生率が、いっぱい投資すれば生まれるよという図なわけですが、その中で日本の場合、特殊な問題として、婚外子が他国に比べてすごく少ないということがあります。順番を重んじた家族観といったようなところでのことなんですけれども、婚外子の割合を見ても分かる通り、多ければ、婚外子の割合が高ければ高いほど、子どもは生まれているわけですし、また公的な支出も高くなっています。婚姻の形にこだわらなくても、生まれてきた子どもがどのような家庭であっても惜しみなく公的費用を投資できる国ということを考えていきたいと思えます。

最後のまとめですけれども、これまでも、これまで保育所整備や少子化対策に関わってきて、今の政策は多様化の理解とか多様化の重視という言葉で、結局社会的に排除される家庭や子どもをつくり出しているというふうに感じています。保育・教育施設のこれまでの整備状況から言えば、地域の実情に応じてということで基準を緩和し、それによって不適當な保育の場所がたくさんできたり、また個人の問題、個人の事情ということの言葉の中で、あの人は特別だからとか、あの人は普通じゃないというような言い方で、共通規範外の存在を排除する構図を無意識につくり出してきたように思います。

例えば、保育のところで言うならば、ベビーホテルなどの認可外保育施設で死亡事故が起こったとしても、そのような施設を利用せざるを得ないような人だから仕方がない、そういう仕事に就いている親だから仕方がないというような思いが、私たちの中にやはりあって、抜本的な解決を取ることなく現在も放置されているというのも過言ではないかと思えます。

その結果、社会的排除が常態化してしまっていて、現在生きている子どもたちの生活保障を早急にしないと、今後 20 年後の社会的損失は大きくなるということが言えます。これは、少子社会という社会で生きる私たちの生活の方向を決めるものでもありますし、また乳幼児期の保育観や子育て観は、伝統的な家族観や性別役割分業意識などの日本社会の根強いイデオロギーや思想に深く関係していて、それを転換することに抵抗を示す人が多いということも事実です。

しかし、今の子どもたちが幸せに育つ環境が保障されないということがある以上、これから子どもを持つと思う若者の意識も、持つと思う人も少なくなると思えますし、まずそこを変えるということが、長期的に見れば価値ある投資であるというふうに思います。

子どもたちが幸せ感を実感できるようなことが、子どもたちの将来保障につながる仕組みをつくるということを私は主張して、今回の今日の報告をまとめてみました。

次、最後なんですけど、これは最後のおまけということで、今、今回はこういうことでしたが、いろいろ私としても興味もあることもあって、先ほど言いましたことも家庭庁ができたことで、また教科書を変えなきゃいけないとか、東京都は、これいろんなところで今私言い続けていますが、東京都の表記が漢字で統一されたのがどうしてかとか、なぜ平仮名が残っていたりとか、ぐちゃぐちゃなのかなとか、いろんなことを考えたりしているところです。

以上です。

○山田分科会長 山本委員、ありがとうございました。

これから、委員の皆様のご発言をお願いいたします。大体 3 時 40 分まで時間を取りたいと思います。よろしく申し上げます。

じゃあ、まず井上委員、よろしく申し上げます。

○井上委員 ありがとうございます。井上と申します。よろしく申し上げます。

今、山本委員、お話ありがとうございました。1 点教えていただいてもよろしいで

しょうか。

現在、保育の建替えのお仕事を地方都市でさせていただいているんですけども、そのなかで、保育園の機能のほかに、その法人が実施している児童発達デイ、一時保育、医療的ケア、児家セン、子育て支援拠点などをあわせて複合的にやっていこうと話しているところです。そのような形を追求していくのは、保育園の新しい姿のひとつになっていくのかなと思っているのですが、東京ではその辺りはどのような感じになっているのか、ご教示いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本臨時委員 ありがとうございます。

一応、東京都としていろいろ複合機能を持ちましようみたいなことは、旗振って何か言うということは今ないですけども、やっぱり自治体、東京都の場合は23区で責任を持ってやっているところもありますし、もともと保育の事業というのが市町村のもので、まずは市町村のほうから上げて、東京都の役割としては上がってきたものが適正かということを見ているという今段階であると思います。

ただ、私も別の自治体で関わっている中では、やはり井上委員がおっしゃっているように、保育所自身の機能を少し多機能化していきながら、地域福祉の中で、地域の中でどういうふうに役割を持つていくのかということや、公立保育所と私立保育所の連携のお話や、幼稚園やこども園をどういうふうに取りまとめていくのかといった子供の拠点としての在り方であったりとか、医療的ケアのお子さん、障害児のお子さんなどの視点なども含めて、いろいろ出てきているのは事実です。ですから、やはり自治体、今東京都としてというところと言うと、私の今の関わっている範囲では出てくるのはよく見ます。例えば支援センターとセットで、上に認可保育所を造りますとか、そういうふうに行っているところの部分ですよというのはあるんですけど、私の今関わっている範囲だと、保育園のところしか認可のあれないので、その部分の連携という形では、それぞれの自治体さんで考えてくださいねみたいなことになっているので、今いただいたご意見を考えると、私自身も前から少しそういうビジョンを出してもいいのかなと思っていましたので、参考にさせていただきたいなと思います。

すみません、ありがとうございました。

○山田分科会長 ありがとうございます。

続きまして、和気委員、お願いいたします。

○和気委員 山本委員、どうもご発言ありがとうございました。

2点あるんですけども、まず最初にお示しいただいた自己肯定感に関する各国の比較なんですけれども、初めて見たときにも思ったんですが、例えば本当にそれが日本の子供たちの自己肯定感が低いという客観的なものなのか、主観的な質問ではありませんけれども、日本の文化に根差したような、質問に対して非常に謙遜的に答えるというような、そういう文化的な特性というものもあるのではないかと。その背景には、韓国で介護保険の事業者に、日本の事業者と一緒にヒアリング調査をしたことがあるんですけども、どう見ても介護のレベルは当時日本のほうがすごく高かったんですけども、韓国の事業者の方の主観的な評価は非常に高く、何ていうんですかね、国民性としてあまり自分を謙遜しないというか、そういう文化の違いによって引き起こされている差というのがあるのではないかなというふうにちょっと思いましたので、先生のもしご意見があったら、そこ1点お伺いしたいということ。

それから2番目ですけども、今の井上委員の質問とも関連するんですけども、保育とか幼児教育等がもう少し社会に開かれた形で、多様な形態で、地域の中で進めていかれないかなというふうな発想に立ったときに、例えば子ども家庭ソーシャルワーカーですかね、仮称なのかもしれませんが、今そのカリキュラムの開発みたいなものに、これからちょっと携わるんですけども、保育士の方々等も今後この子ども家庭ソーシャルワーカーになられるご希望を持つ方が多分現れてきて、よりソーシャルワーク、相談支援の視点を持って、地域の中で園に通われている子供、それ以外の子供に対しても様々な相談支援の役割を果たしていくということが、恐らく期待されてくるのではないかなというふうに考えたときに、やはり地域の資源として、在り方というのを構想していくということもちょっと必要なんじゃないかなと思っていて、先生のご意見を伺えればと思いました。

以上、2点です。

○山田分科会長 よろしく申し上げます。

○山本臨時委員 ありがとうございます。いつもお世話になっております。ありがとうございます。

まず、1点目の自己肯定感のグラフの図ですね。これは和気委員がおっしゃっているように、主観的な回答ですので、多分子供たちが実際どう思ったか、そこまで満足とは言えないなぐらいなこととか、満足って何だろうとか、いろいろなところからデータが出たのはもちろんあると思います。多分、諸外国のほかのもう少し自己主張

がきちんと強いような国というか、そういう教育を受けている国ですと、言われたことにはちゃんと満足、不幸じゃないから満足とかいろいろな指標でそれぞれの国の人には答えていると思うので、実際日本の子供たちもそういったところはあるとは思いますが。しかし、よその、他国も同じようにそういうところはきっとあると思うので、やはり子供自身に聞いたというところの価値というところで見えていくというところで私はいいのではないかと考えていますし、また日本の控えめな文化、確かに控えめな文化ではあると思うんですけど、それが逆にいいのかとか、今後どうなのかというところの議論も出てくるかなと思ったりもするところもあり、今回はデータとしてそのまま、そういうふうに言っているということをちょっと使用させていただいたので、また考えたいと思います。ありがとうございました。

あと2点目の認定子ども家庭福祉ソーシャルワーカー構想のお話ですけれども、基本的には、これは社会福祉士を取られた方の上乗せ資格というふうに聞いています。保育士のほうが。

○和気委員 現認資格、現状働いている方に研修100時間。

○山本臨時委員 もちろん、もちろん。社会福祉士ですよね。保育士のほうも、一応研修を与えて、研修をして乗っけるというはあるかなと思うんですけど、これ本当に私の純粋な今の正直なあれなんですけど、保育士資格というものが、厚労省のこのソーシャルワーク的なところと、文科省の幼免の幼稚園教諭としての存在というところで、両腕が引っ張られているような今状態がすごく一番問題だなといつも考えていて、私はもともと自分が福祉の出身なので、そういう意味で言うと、このソーシャルワークの機能ってすごく大事ですし、地域で保育士が相談を担っていくというのは必要だと思いますし、そういうことを構想するというところの意味はあるのはすごくよく分かるんですけど、私、今養成している人間からすると、養成の立場からすると、そこに社会福祉士資格やソーシャルワークの課程・コースがあるところはいいんですけど、そうじゃないところしてみると、もう幼免とセットなんですよ。完璧に。そうすると、そこでは相談援助のものというのは、ほとんど保育士課程の中しか教えられないんですね。やはりこども園というのは、内閣府の、さっき私がちょっと書いたあれの中でも、保育教諭という資格には、幼免と保育士が必要ですよというふうに書いてあるんです。そうすると、こども園が増えていく施策がどんどん取られていく以上は、学生たちは取りあえず保育と幼免なんだというふうになりますので、そ

うするとソーシャルワークというものを、個人的に興味がある学生はもちろん勉強するんですけど、資格全体で見たときに、何かもう見えない今状況で、私としてはすごく、もうちょっとはっきりしてよというふうに言いたいぐらいなところが、正直なところでは。

でも、地域の中での必要性というのは、私もあると思って、今の井上委員とか和気委員からのご発言のように、地域の中で保育所や幼児教育の場所が少し開かれた形になりつつ、そして教育保障をしていく。だから開かれているということは、全ての子供が利用できるような形にしていくというところのステップかなと思うので、非常に貴重な視点だと思いますので、今後も勉強していきたいと思います。ありがとうございました。

○山田分科会長 ありがとうございました。

○和気委員 どうもありがとうございました。

○山田分科会長 書き込みのほうで、吉野委員から質問。幼稚園、保育園に通わず、家庭で教育を受ける就学前の子供たちの支援は、どのような形がよいと思われますかというご質問なので、よろしくをお願いします。

○山本臨時委員 ありがとうございます。

今お話ししたように、半分ぐらいがもう保育所に0、1、2歳から通っている状態の中でも、やはり一方では育児休業とかそういうことを取りながら、育児休業を取っている人はそのうち保育園に預けるということになると思うんですけども、専業でお家で子育てをしたいなという方がいるのはもう事実ですので、そこを全員変えましょうということを言っているわけではありません。

でも、そういう人たちにとってみても、24時間ずっと抱えていることが本当にいいのかということ、子供の育ちの中から見ると、やはり親子のしっかりとした小規模での養育というものを保ちつつ、やはり小集団でも年齢に応じた子供同士の関わり合いというのが必要になってくるので、そのところをやはり適宜利用できるような形というか、子供の教育保障としてやはりやっていくというふうに、今の形は変わらなくても、利用する側がきちんと子供のために行くのだというところを含めて、やっていけるような形になるといいなというのが私は思っていますし、その部分はやはり必要な部分なので、そこを全部なくそうと言っているような主張ではもちろんありません。在宅で子育てをする人たちも、それはしたい人、働いている親だって在宅で

子育てしている部分があるわけですね。休業中じゃなくたって、日々だってそうですよね。だから、在宅の子育てというのが、働いていない子育てみたいにならないようにしたいと思っています。皆、在宅で子育てしているわけで、働いている人も。だからそういうふうに発想を転換していけないだろうかというのが、私の思いです。ありがとうございました。

○山田分科会長 ありがとうございます。

すみません、岡部委員、よろしく申し上げます。短めをお願いします。

○岡部臨時委員 1点だけです。

保育全体のお話をしていただきましたけれど、できましたならば障害児保育または障害児教育ですね、学齢前の、この点について、少し付加していただければと思います。

○山本臨時委員 ありがとうございます。

今回、ここの部分、全く触れずに、医療的ケア児もそうなんですけれども、そういった支援の必要なお子さんたちのことを触れていません。

障害児については、実際の今の子ども・子育て支援制度の中では、もう入っていない状態になっていますので、そこがまず問題だなと思いますし、実際、保育の現場では、発達障害を含めて、そういった支援の必要なお子さんというのはもう増えてきていますので、普通のやはりカリキュラムの中とか、子ども・子育て支援の中にしっかりと入れていくということが今後は必要になってくるなと思っています。

特に保育者の養成ということもありますけれども、こういった障害を持った子供たちを持ったら、今の状態ですと、親が仕事を諦めたり、親が抱えたりというような状況が今でもありますし、また将来どうなるかっていうところの、小学校との連携みたいなところもまだできていない状況で、ここの部分をやはり子ども・子育て支援の制度の中でしっかり入れていけないと、やはり全ての子供ということではカバーできないというのは思っています。

ただ、ちょっと今回、そこの部分を全くあれ、触れていなかった。今度また機会がありましたら、ぜひ先生とお話しさせていただきたいと思います。

○岡部臨時委員 山本先生は子ども家庭が専門ですので、ぜひ障害児の育ちと学びについて、積極的に施策に組み込む、または実践の中に組み込むという形をぜひお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山本臨時委員 ありがとうございます。

○山田分科会長 ありがとうございます。

残り短くなりましたが、4時5分前ぐらいまで、今後の起草委員会での論点整理につながる議論、特に今回、前回の発表を踏まえつつ、新たに議論が求められる事項や課題、解決に向けた方向性等について、何かご意見がある方はぜひよろしくお願い致します。また挙手いただければありがたいです。

小澤先生、よろしくお願いします。

○小澤臨時委員 ちょっと、私は自分が障害者福祉だから、2点あります。

岡部先生のお話で、一番私の領域で関心があるのが、実は精神障害問題が、生活保護政策と、はっきり言いますと密接不可分なつながりがあって、その場合、特に気になるのが一つ就労のことをめぐってです。これは、実は先生のスライドにもあるんですけども、就労へのインセンティブに非常に課題を抱えているというスライドが入っていたので、基本的には生保を利用して、一定程度自立生活を営んでいる。精神の方は非常に多いんですが、そういった方々に対する就労インセンティブ問題というのは、これ社会参加であり、就労政策の一つの障害者雇用政策の柱なんですが、これがやっぱりなかなかこの生活保護の制度体系との整合性が非常に厳しくて、長年非常に大きな課題になっていると。

その辺りを、今回どういうふうと考えていったらいいのかが1点です。これは岡部先生向けです。

2点目は、山本先生向けで、私、実は児童福祉法の大幅な変更があって、要するに障害であろうとなかろうと、基本的に18歳未満は児童福祉体系の中に入ると。私の領域というのは、非常に子供の扱いが複雑で、児童といっても基本的に障害の専門的な問題だとか、あるいは障害特性とか、あるいはそれに関与する様々な支援システムというのが兎者一貫的な要素が強くて、要するに縦の連携問題とそれから18で切ってしまう横の話ですね。要するに、児童といったからには、障害の有無にかかわらず横の連携の普遍的なシステムみたいな議論。

私は、この話が交通整理されないまま今に至っていて、私から言うと、確かに保育所をめぐってお話は、今日、非常に参考になったんですけど、片方、障害児のほうでも、児童発達支援センターとか児童発達支援事業とか、あるいは保育所等訪問支援とか、ありとあらゆる制度体系がつくられているって。そこら辺の何か整合性をどう取って

いるのかという、ちょっといろいろ、今後障害のことも含めてご検討されるので、それはその辺りも含めて検討していただけたらと思います。

以上、私、そういったちょっとコメント的なことですので、よろしく願いいたします。

○山田分科会長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいませんか。和気委員、よろしくお願いします。

○和気委員 すみません、先ほど岡部先生ご発言のときにお伺いしようと思って、ちょっと手を挙げ損ねてしまったんですけれども。

今回、この家族問題専門の山田先生もいらっしゃるこの検討分科会の中で、生活保護制度、このコロナ禍の中でも扶養照会のことが度々問題になり、誰、どの範囲の家族が何を支援するのかということが、従来の制度がこの現代社会の家族や地域の在り方に合致していないのではないかとということで、国のほうからも通知なり問答集の改訂なども行われてきたところですが、それが必ずしもどの程度徹底されているのかというのが見通せないといえますか、中で、今後特にこの人間関係、家族関係の希薄な東京において、地方はもっと違う意味で大変だと思うんですけれども、この家族の扶養ですとかそういうことについて、どのように考えたらいいのかということをおちょっとご教示いただければと思います。

○山田分科会長 すみません、私への質問かと思いますが、ちょっとさすがに時間が今限られていますので、課題として今後討論を深めていく中でということで、すみません、勘弁してください。よろしくお願いします。

ほかにご意見等ありませんでしょうか。まだご発言なさっていない。

じゃあ小林委員、よろしくお願いします。

○小林臨時委員 よろしいでしょうか。

少し違う論点からですが、昨日も議論に出てきましたが、国レベル、あるいは、社会全体のレベルと個人レベルに対して、今地域がいろいろな意味を持たされるようになり、どのように地域を捉えるかという問題があると思います。福祉の制度という点からみると、今、地域にはいわゆる相談機関と言われているものがかなり増えてきている、あるいは相談に関わる人材が増えてきている。

自治体全域ではなく、地区あるいは圏域レベルでの相談員としては、昨日小澤委員もおっしゃっていたように、近年、障害者の地域生活支援拠点ができ支援員が配置

されるようになりました。このほかにもご存じのように社会福祉協議会ですと、コミュニティソーシャルワーカー、あるいは地域福祉コーディネーターが配置されるようになってきています。それから権利擁護のレベルでも成年後見の利用促進計画との関係で、自治体レベルではなく、圏域レベルでの職員が配置されるようになってきた。

それから、東京都においては、見守り相談室設置促進事業という仕組みがあり、地域あるいは圏域ごとに見守り相談員が配置されるようになってきています。

それから、地域包括支援センターはもともと自治体全域ではなくて圏域レベルに設置されていて、地域に下りているわけですね。介護保険の地域支援事業では、生活支援体制整備事業で、生活支援コーディネーターが配置されていることはご案内のとおりです。

このように、より住民に身近なところで、相談を受けたり、調整したりする仕組みができてきつあつて、支援やサービスにつなげたり、場合によっては住民活動を支えてゆく、そういう仕組みができてきていると思います。

つまり、地域といっても行政側からみた地域や圏域というより、行政がお金を出して住民の側に立って相談活動や地域支援を行う仕組みができてきているということだと思います。

このような仕組みを、地域共生社会の実現という観点からどのように連動させていくかということが課題になっているのではないのでしょうか。これまでの、民生委員・児童委員などの地区レベルでの地域組織との関係を含めて、今回の検討会の報告の中に、そういった点も含めていただければいいのではないかと思います。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

私、昔地域社会学を習ったときに、小学校区、中学校区、市区町村とかそういう重層構造は習ったんですけども、でも多分今、それでは別の小学校に通う人もいますのでなかなか、別の区の小学校に通う人もいるとか、そこら辺は多分ぐちゃぐちゃになっているような気がします。どうもありがとうございます。

では高橋委員、よろしく申し上げます。

○高橋臨時委員 山本先生のお話、大変興味深く伺いながら、児者問題も含めて最近ちょっと気になっていることがございます。

というのは、小澤先生や岡部先生のご専門と関係があるんですが、精神科のグルー

プホームが、フランチャイズチェーンでフェイスブックで広告が出ているんですね。1年やると1億円もうかる。国が8割出すから、これだけ収益が上がる。

これが実は、保育所の株式会社参入がフランチャイズチェーン型で入ってきて、地域に全く関心を持たないで、上から利益率を指定されて、その範囲で運用するというようなものが増えている。要するに、準市場化が限りなく営利市場化しているのが、どうやら精神科グループホームや精神科看護にも及び始めているという印象を、フェイスブックで恐ろしく感じていまして、そのことはこれ、後で東京都がそれが非常に顕著なので、ちょっとどれだけ踏み込めるかはまた別ですが、準市場化で質のコントロールをどうやるのかという議論は、これは福祉サービスの第三評価をやってますし、保育サービスの評価は相当、山本先生のお話を伺うと厳密にやらなきゃいけないというふうな。ところがそれをやる能力が、実は先ほどの地域の話じゃないけど、やっぱり行政機構なんですよ。あるいはそういうふうにある種の自発的なアドボカシーの機能というのがあればいいんだけど、結局最終的には行政が果たさざるを得ないんですけど、私はもう長年行政と付き合っ、ある医師会長の言葉があるんです。人事異動があったら、また教育をやり直さなきゃいけないって、こぼしているわけです。これ、欧米の場合は完全に政策専門家が育っていますから、そうすると政策の継続性とそれから何よりも串刺し型の政策発想が、要するに横につないでいく。

例えば、岡部先生がおっしゃったとおり、今や生活保護制度は医療扶助制度ですよ。お金の面から。あれは実は精神科病院の補助金だと僕は前から言っているんですが、それを直していくために、単位促進をやったら営利型のグループホームが待ち受けているという、そういう構造は、地域に全く開かれない。

それは、山本先生がご指摘なさった、幼保一元化という話は何十年前からやっているのでしょうか。もう僕が昔、全社協で仕事をしていたときも保育とか、その話をしていた記憶があるんですが、それ、今度のこども家庭庁が、実は児童家庭局とか厚労省部分に移るけども、文科省部分はほとんど移らないと聞いていますし、こども庁が家庭という言葉が付け加わったのは、実は政治的な動きだと聞いていますし、そういうことも含めた議論は答申に今回どのくらい踏み込めるかは別としても、議論をしておいたほうがいい。生活保護もそうだし、障害もそうです。そういうことを含めて、これからの議論、大変参考になるお話を今日、森川先生のプレゼンも含めて、皆さんのプレゼンも含めて、大変いただけたような気がします。ありがとうございました。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

チャットのほうに、白波瀬委員から、いろんな東京都から答申を出すことの強み、意味を明確に出すことは重要ではないかと思えますとのコメントがあります。

大きな論点だと私も思います。

よろしいでしょうか。すみません、もう時間が来てしまいましたので、この辺で打ち切らせていただきます。今日も活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。

次に、起草委員会の設置について、ご報告いたします。資料3のスケジュールをご覧ください。これまでの本分科会での議論を踏まえ、非公開の起草委員会で論点を整理し、意見具申の骨子案を作成してまいります。その後、次回の検討分科会において、この骨子案をお示しし、議論いただきたいと思います。

起草委員会のメンバーにつきましては、資料7に書いておりますので、お願いをし、ご了解をいただいております。平岡委員長と栃本副委員長にも時間の許す限り、ご協力をお願いしたいと思います。大変タイトなスケジュールですが、よろしく願いいたします。

では、進行を事務局にお戻ししますので、次回以降について、よろしくご説明をお願いします。

○中村福祉政策推進担当課長 昨日に続きまして、本日も熱心にご議論、誠にありがとうございました。

また、マイクの不備等につきましては、次回以降に向けて、ちょっとこちらのほうでも研究したいと思いますので、次回以降そういったことができるだけないようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第1回の起草委員会につきましては、8月2日火曜日、13時30分からの開催を予定しております。詳細につきましては、また後日お送りする開催通知をご確認いただければと思います。

また、今後、第2回の起草委員会の日程調整等も開始させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上になります。

○山田分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討分科会は、これもちまして終了させていただきます。皆様、熱心なご議論、ご発表をありがとうございました。では、失礼いたします。

(午後 4時01分 閉会)